

中野市栗和田浄水場小水力発電事業 企画提案書作成要領

1 事業名

中野市栗和田浄水場小水力発電事業

2 企画提案書作成要領

企画提案書（以下「提案書」という。）の作成にあたっては、以下の事項にしたがって記述すること。

(1) 提案書を作成するにあたっては、以下に記載している内容を十分に踏まえること。

別紙「中野市栗和田浄水場小水力発電事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）

(2) 提案書は、言語は日本語、通貨は日本円を使用し、企画提案届出書を鑑として順番にファイリングし、インデックス等を使用して見やすくすること。

(3) 提案書の書式は以下のとおりとする。

ア 用紙サイズは、A4縦又は横形式とする。

イ 提案書で使用する文字は、原則10.5pt以上とする。ただし、提案内容の強調や図表内の文字についてはこの限りではない。

ウ ページ数については、事業計画部分について20枚以内とし、必ずページ番号を付すこと。

(4) 提案書に記載する内容については、委員が正確に評価できるよう、専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現を心掛けること。

3 企画提案書の構成

提案書の構成（章立て）については、別紙「中野市栗和田浄水場小水力発電事業に係る公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）の順序を原則とすること。また、提案内容を章立てと異なる箇所に記載する場合には、評価に影響を及ぼす可能性があるため、提案書内において判別が可能とすること。

4 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) 提案書の表紙に本件事業名および提案企業名を記載すること。

(2) 提案書の作成にあたっては、上記2(3)及び(4)に反する又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。

(3) 提案内容の適否が確認できるように、その根拠を具体的に記述すること。なお、根拠が確認できない提案項目については、評価の対象とならない可能性があるため、十分注意すること。

(4) 仕様書に示した内容については、実現できない場合、失格となる可能性があるため、十分注意すること。

(5) 企画提案評価については、企画提案書のみを対象とすることから、提案内容の根拠となる事項等の必要記載については、企画提案書に記載すること。ただし、パンフレット、詳細な一覧及び詳細図等で、提案評価に影響のない資料については、付属資料として別冊添付してよいが、最小限にとどめること。その際は、付属資料が対象とする項目が速やかに確認でき

るように留意すること。

- (6) 企画提案書に記載する提案内容は、別紙「中野市栗和田浄水場小水力発電事業に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「仕様書」に記載している内容とし、実施可能な内容であること。

5 企画提案書記載内容

以下の内容について提案書を作成すること。記載内容については、具体的に提案すること。

(1) 事業体制・事業の実績

ア 本事業実施の取り組み体制及び特徴

イ 配置予定技術者（設計）の氏名、職名、小水力発電設備の設計の実績及び資格を記載し、経歴書、技術者の雇用を証明する書類（健康保険証の写し等）及び保有資格者証の写し

ウ 配置予定技術者（工事）の氏名、職名、小水力発電設備の施工管理の実績及び資格を記載し、経歴書、技術者の雇用を証明する書類（健康保険証の写し等）及び保有資格者証の写し

(2) 事業計画—工程計画

設計、施工、発電及び運営までの具体的な実施工程の提案

(3) 事業計画—発電設備設計内容

ア 施設能力に対して適切な発電規模の提案

イ 浄水場運用に支障がない設備の提案

ウ 設備の耐震性に関する提案

エ 設備が故障した場合に関する提案

オ 水道水の水質に配慮した提案

カ 小水力発電の普及及び啓発に関する提案

(4) 事業計画—維持管理・緊急時対応

ア 事業期間内における設備の維持管理に関する提案

イ 設備に異常が発生した場合に関する緊急対応（安全対策の仕様）に関する提案

(5) 事業計画—水運用方法

ア 設備の具体的な運用方法に関する提案

イ 水量の変化への対応に関する提案

ウ 水撃作用（ウォーターハンマー）対策に関する提案

(6) 事業計画—収支計画

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を利用した売電収入、売電に係るインシヤルコスト及びランニングコスト、事業者自身の利益や市に支払う費用等について、具体的な計画の提案

(7) 事業計画—地域経済への還元

設計、施工及び運用後の維持管理等における市内事業者の活用等に関する提案

6 その他の添付書類

- (1) 収入の分配に関する提案書（様式任意）

発電電気量 1 kWhあたりの単価(10銭単位)を記載(算定根拠を事業計画—収支計画に記載)

(2) 商業登記簿謄本(登記事項証明書)

法務局が発行する商業登記簿謄本(登記事項証明書)(申請日から3か月以内に発行されたものに限る)。原本の写しも可とする。

(3) 財務諸表

直近1年間の財務を示す貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書